

（5）急増する輸入貨物への対応 ＜第22回WG、第1～2回通関業務SWG結果報告＞



2023年10月27日
輸出入・港湾関連情報処理センター株式会社

1. 第22回合同WGでのご意見

1. 第22回合同WGでのご意見

項番	議題	項目	意見・要望等	検討内容（回答）
1	3	急増する輸入貨物への対応	（質問） プラットフォームのコードは今でも仕出人コードがあるが、それと別のコードになるか。またそのコードは事前に公開され、ユーザーがダウンロードなどで取得できるのか。	仕出人コードとは別のコードを検討しており、掲載方法も併せて検討中です。
2			（質問） プラットフォームのコードは税関・局が決定するものか、またはユーザー側からの申出で追加登録が可能となるものか。	税関において登録を行うか、旧税関発給コードのように代理申請を可能とするか等運用を検討中であり、現時点でお答えできることはありませんが、仕出人コードとは別のコードを検討しております。
3			（意見） プラットフォームのコードを検索する業務を設ける予定はあるか。輸出入者情報照会（IIE）業務のようなものを想定している。プラットフォームの数が増えた場合、都度NACCS上で検索を可能としていただけると利便性が高い。	ご意見を踏まえ、照会業務を設けるかも含めて検討いたします。
4			（意見） EUのIOSS（Import One Stop Shop）のような事業者が番号を取得し、事業者が海外仕出人の情報を当局に提供できるような仕組みについても検討していただくと、通関業者のコード登録の負荷を下げられると思われる。	ご意見につきましては、参考にさせていただきます。
5			（意見）（WG後） 急増する輸入貨物への対応における運送場所等の入力画面および記載事項の実務運用について、早期の開示等をお願いします。	ご意見を踏まえ、検討を進めさせていただきます。

1. 第22回合同WGでのご意見

項番	議題	項目	意見・要望等	検討内容（回答）
6			<p>（意見）（WG後） 急増する輸入貨物への対応 について下記意見があり、「運送場所」「プラットフォーム」への入力は難しいと考えます。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・E Cプラットフォームの有無を通関業者は把握していない（把握できない）。 ・「運送場所」とは何処を指すのか？ 1次配送先は把握できてもエンドユーザー先までは把握できないケースの方が多い。 ・1つの輸入申告でエンドユーザーが複数存在する場合は、全ての運送場所の入力を求められるか？（過去事例で、エンドユーザー先が数十か所存在したケースがあった。） ・通関時点で運送先が決まっていない場合もありうる。 	<p>ご意見ありがとうございます。 輸入しようとする貨物が通信販売の場合にはE Cプラットフォームを記載いただくこととなりますのでご理解・ご協力のほどよろしくお願いいたします。 運送場所については輸入申告時点で輸入しようとする貨物の運送契約において運送される場所となり、複数の運送先がある場合は契約で判明している最終配送先となります。 本制度に係る運用及びシステムの仕様について随時ご提示させていただきます。</p>
7	3	急増する輸入貨物への対応	<p>（質問）（WG後） 確認事項 1.通信販売の輸入をするにあたりプラットフォームの記載についてですが、サイト名でよろしいでしょうか。例：amazonやrakutenなど</p> <p>2.通販貨物識別が否の場合でも、個人輸入として適用されますでしょうか。 プラットフォームですが、invoiceに表記がないケースがあります。理由としてクラウドファンディングなどによる個人生産品サブスクリプションサービスによる返礼品など様々な倉庫業務を請け負うフルフィルメント業者やフォワーディング業者が輸出者より請け負ってinvoiceの入力を行っているケースによる仕出人invoiceが存在する為です。 その為、同じshipperでも取扱サイトに関しての情報は入手できないものがあると懸念されます。</p>	<p>ご意見ありがとうございます。 関税局・税関において制度の詳細を検討しております。検討に応じて本制度に係る運用及びシステムの仕様についても随時ご提示させていただきます。</p>

1. 第22回合同WGでのご意見

項番	議題	項目	意見・要望等	検討内容（回答）
8			<p>（要望）（WG後） 今回輸入申告に関するIDA, MIC, 海上の新たに増設する簡易申告コードですが、各通関業者はRPA化やAI化を促進し、迅速な対応をする為の対策を行っているかと思われます。 必要記入事項が増えることにより、小口SP貨物や一般貨物、通信販売貨物に対するRPAの改修やプラットフォームやサイト経営者より入手する情報が増えることになる為、事前説明や対処に時間を及ぼします。 2025年7月の総合試験運転からでは対処が出来ない業者が続出する為、一刻も早く、開示が必要かと思われますので、情報公開を急ぎ頂きたい、ご要望としてご提出いたします。</p>	<p>業務仕様の提示に向けて、引き続き詳細仕様の検討を進めてまいります。</p>
9	3	急増する輸入貨物への対応	<p>（質問）（WG後） BtoBtoCのビジネス配送モデルで契約を結んでいる貨物を輸入申告する場合、運送する場所の所在地、名称について、BtoB扱いであるため、Cの情報は記載する必要はありませんでしょうか。又、BtoBで複数小口の場合、配送先が複数になるケースがあります。現行の入力フォームですと1か所しか記載が出来ないように見受けられますが、配送先情報の入力はどうなりますでしょうか。</p>	<p>ご意見ありがとうございます。 運送場所については輸入申告時点で輸入しようとする貨物の運送契約において運送される場所となり、複数の運送先がある場合は契約で判明している最終配送先となります。本制度に係る運用及びシステムの仕様について随時ご提示させていただきます。</p>
10			<p>（質問）（WG後） 運送場所所在地の入力 「輸入の許可がされた後に運送された場所が定められている場合」というのは、例えばDDP、DDUの契約の際、配達先が決まっていればその住所を入力するということなののでしょうか？</p>	

2. 第1回通関業務サブワーキングでのご意見

2. 第1回通関業務サブワーキングでのご意見

項番	項目	意見・要望等	検討内容（回答）
1	2. 次期仕様 ※運送場所関係	（意見） 通関士の日々の処理で条件が複雑すぎると誤入力の原因となる。輸入者と異なる運送先は1項目のみとし、運送先が複数の場合は全てMSX業務で送付する等、運送先入力をシンプルにしていきたい。	<p>頂いたご意見を踏まえ、輸入者の住所と異なる運送先が2か所以上ある場合は、MSX業務による添付を行っていただくこととします。</p> <p>よって、IDA業務の共通部における運送場所の所在地及び名称等に係る入力項目については、繰返し項目とはせずに1か所のみ入力可能とします。また、欄部に運送場所確認欄を設けることを検討していましたが、当該項目追加は取り止めることとします。</p> <p>なお、運送場所が2か所以上ある場合でも、主たる貨物の運送先1か所について、運送場所の所在地及び名称等を入力していただくことを想定しております（それ以外はMSX業務による添付）。</p> <p>また、MSX業務で添付するファイルについて、あらかじめ税関が指定するファイル形式・項目の並び順で作成していただくことを検討しております。</p>
2		（意見） 運送先が輸入者と異なる場合、顧客によっては運送先が100か所以上と膨大な数になる場合もある。運送先が2か所以上の場合は全てMSX業務によるリスト提出を可能としていただきたい。	
3		（意見）（SWG後） 運送先で入力する内容が非常に複雑になっています。2ヶ所以上はMSXが良いのではないのでしょうか。	
4		（意見）（SWG後） 運送先の入力に関して2箇所以上の運送先は想定していないが、仮に2箇所以上存在した場合は非常に入力の手間が発生するので【その他】での入力でお許しいただきたい。	
5		（質問） インボイス上複数の配送先があり、どの貨物をどの配達先に配送するか不明な場合の具体的な入力方法についてもご教示願いたい。	

2. 第1回通関業務サブワーキングでのご意見

項番	項目	意見・要望等	検討内容（回答）
6	2. 次期仕様 ※ 運送場所関係	（意見）（SWG後） （運送場所の入力について）通関業者と輸入者等にとっても負担が大きすぎるため、運送先を申告する対象は、通販貨物のみとして頂きたいと考えます。	関税法施行令に定められているとおり、貨物に係る運送契約において、輸入許可後の運送先として、輸入者の住所と異なる場所が定められている場合は、通販貨物に関わらず入力が必要となります。
7		（意見）（SWG後） 業者負担を軽減するために、国内運送先の入力補助が必要です。運送場所の所在地欄の郵便番号以外が4分割入力なので、入力作業軽減のために、郵便番号からの自動補完機能の追加と自動補完される情報は住所欄 1 から3までとし、4以降に番地以降の情報の登録とする仕様にして欲しい。	郵便番号から住所を自動補完する仕組みを実装する予定はございません。
8		（意見） （運送場所の入力で税関記事欄を利用することについて）特にMIC業務の場合、税関記事欄は無く記事欄のみのため、自由入力可能な記事欄は自社システムを利用する者の観点からも残していただきたい。	上記、項番1～5の回答のとおり、輸入者の住所と異なる運送先が2か所以上ある場合は、MSX業務による添付を行っていただくこととしましたので、税関記事欄は利用しません。 なお、航空マニフェスト通関申告では、小口の貨物を扱うので、1 申告で運送先が複数あるケースは無いと思われます。
9		（質問） （運送場所の入力に関して）輸入申告前に引取による引渡しを希望された場合、どのタイミングでどう入力するかご教示いただきたい。	輸入申告の時点で、貨物に係る運送契約において定められている内容に基づき入力してください。「運送場所の名称等」については、運送場所の名称か、その運送契約により運送場所において貨物の引渡しを受ける者が定められている場合にはその者の氏名又は名称を入力してください。
10		（意見） 運送契約自体は引取りではなく、運送契約後に受取人が希望して引取りに来ることが多い。申告前に引取りのリクエストがある場合であっても、申告は運送契約の情報で行うこととしていただきたい。	

2. 第1回通関業務サブワーキングでのご意見

項番	項目	意見・要望等	検討内容（回答）
11	2. 次期仕様 ※通関貨物等識別	<p>（意見） 通関貨物等識別について複数の社にヒアリングしたところ、取扱貨物が通関貨物であるか必ずしもわからないとのことであった。その他の場合の「3：その他貨物」は、通関貨物であるか不明な場合も含まれる認識でよいか。入力にはできる限り協力するつもりであるが現実的に不明な場合が必ず出てくるので、不明な場合の運用を検討いただきたい。</p>	<p>関税法施行令に定められているとおり、通関貨物の該否入力は必須であることから、通関手続の受託の際に確認をお願いいたします。</p>
12		<p>（意見） 通関貨物等識別のFS利用貨物について、申告の際判明している場合と判明していない場合がある。当初「3：その他貨物」で申告し「2：FS利用貨物」であることが判明した場合、申告後訂正が求められるのか、また訂正によって非違扱いになるのかご教示いただきたい。</p>	<p>FS利用貨物の該否は法令上任意項目であり、申告の段階で把握している範囲の情報に基づき入力してください。申告後にFS利用貨物かどうか新たに判明しても訂正いただく必要はありません。</p>
13		<p>（意見）（SWG後） 通関貨物等識別に関してFS貨物以外は現状「3」を入力するようになっていますが、入力しなくても済むようにならないでしょうか。</p>	<p>関税法施行令において、通関貨物に該当するか否かを申告していただくことになっておりますので、該当しない場合も該当しないことを識別番号の入力で示していただきたいと思いますと考えております。</p>

2. 第1回通関業務サブワーキングでのご意見

項番	項目	意見・要望等	検討内容（回答）
14	2. 次期仕様 ※プラットフォーム等 コード	<p>（意見）</p> <p>プラットフォーム等コードは、任意項目としていただきたい。輸出者自身が運営しているサイトの場合無数にあり、プラットフォーム等コードがどのくらい登録されるか未確定な状況ではあるが、多数の貨物に対しバスケットコードと名称を全て入力していくことは非常に煩雑である。輸出者(仕出人)とプラットフォーム事業者が同一の場合は、通販貨物等識別に「1：通販貨物である場合」を入力しプラットフォーム等コードの入力は省略する、もしくは別のコードを入力することでプラットフォーム等コードの入力は省略させていただきたい。</p> <p>プラットフォーム等コードが輸出者と同一の場合の入力省略が不可の場合、通関業者からリクエストしプラットフォームコードの登録を随時行っていただき、登録手続きの簡素化・迅速化を図っていただきたい。</p>	<p>「通販貨物」に該当する場合、プラットフォーム等コードの入力は必須とさせていただきますが、当該コードの登録頻度や登録手続き等について、ご意見も踏まえ、引き続き検討いたします。</p>
15		<p>（質問）</p> <p>複数のプラットフォームで購入した貨物をまとめて1配送となった場合のプラットフォーム等コードはどう入力する想定か。</p>	<p>ご質問の件については、購入者側の委託を受けて配送するものと考えられるため、関税法施行令の「通販貨物」に該当しないと考えられます。</p>

2. 第1回通関業務サブワーキングでのご意見

項番	項目	意見・要望等	検討内容（回答）
16	2. 次期仕様 ※帳票	<p>（意見）（SWG後） 変更後の帳票レイアウトに関して、特別な理由がない限り、仕出人の下に運送場所欄に続けて通販貨物等欄として欲しい。</p>	<p>今回追加する項目は貨物に係る内容であり、運送場所の所在地及び名称等は「積出地」や「保税地域」の後に続く内容となりますので、その下に表示したいと考えております。 また、通販貨物等に係る項目も、貨物の個数や重量等、貨物に係る基本情報の後に表示したいと考えております。</p>

3. 第2回通関業務サブワーキングでのご意見

3. 第2回通関業務サブワーキングでのご意見

項番	項目	意見・要望等	検討内容（回答）
1	1. 第1回通関業務SWGの意見 項番6 ※運送場所関係	(質問) 法令が越境ECを想定したものであれば、越境EC貨物のみを対象としていただきたい。関税法施行令に基づいているとのことだがご意見を伺いたい。	越境ECの拡大は法令改正の背景の一部であるものの、リスク管理に基づくメリハリのある審査・検査を実施する必要性から、今般、全ての貨物を対象として国内運送先を申告項目に追加しておりますので、ご理解の程よろしく申し上げます。
2	1. 第1回通関業務SWGの意見 項番7 ※運送場所関係	(要望) 運送場所の入力の郵便番号による住所の自動補完については入力負担軽減のため、ぜひ再度実装の検討をしていただきたい。	事前検討した上での仕様ですが、ご意見を踏まえて再度検討いたします。
3	1. 第1回通関業務SWGの意見 項番11、12 ※通販貨物等識別	(質問) 当初通販貨物と分からずその他の貨物で通関後、通販貨物と判明した場合は申告訂正が必要か。	関税法施行令に定められているとおり、通販貨物の該否入力は必須であることから、訂正していただく必要があると考えております。なお、FS利用貨物の該否入力は法令上任意項目であり、FSを利用するかどうかはあくまで申告後の予定であるため、申告の段階で把握している範囲の情報に基づき入力をお願いします。

3. 第2回通関業務サブワーキングでのご意見

項番	項目	意見・要望等	検討内容（回答）
4	2. 次期仕様 (第2回通関業務SWG) ※ 運送場所関係	<p>(要望) 配送先をMSX業務で送付する場合、主たる配送先を入力した後、それ以外の配送先を分けてデータ化するのは煩雑となることが予想される。例えば“SEE MSX”のような文言を入れて、全ての配送先をMSX業務での報告とさせてもらえないか。</p>	<p>運送場所の所在地及び名称等は、政令の規定に基づく申告項目であるため、運送先が複数ある場合でも、主たる貨物の運送先 1 か所について入力をお願いします。</p>
5		<p>(質問) 例えば10か所配送先があった場合で、主たる配送先の1か所を共通部に入力後、主たる配送先の情報も含めてMSX業務の情報として送信しても問題ないか。</p>	<p>共通部に入力した運送場所の所在地及び名称等を、他の運送場所に係る情報と合わせて（重複して）MSX業務で添付していただいても問題ありません。</p>
6		<p>(要望) MSX業務の送信タイミングについて、申告当日ではなく数日程度提出までの猶予をいただきたい。例えば原本提出の時のような3日以内、といった選択ができるような方法を採用していただきたい。</p>	<p>審査区分が簡易審査扱い（区分1）となった場合は、許可後3日以内にMSX業務にて添付していただく運用を想定しております。</p>
7		<p>(要望) MSX業務で送付するフォーマットについても、ファイル形式、項目の配列、入力条件について分かり次第早めに教えていただきたい。</p>	<p>税関から指定するファイル形式等については、できる限り早期に検討し、提示したいと考えております。</p>

3. 第2回通関業務サブワーキングでのご意見

項番	項目	意見・要望等	検討内容（回答）
8	運送場所関係	（質問）（SWG後） 輸入者名、住所、運送先名、住所のすべてが一致する場合にはエラー処理となるなどの入力チェックは想定されているのか。	ご質問のエラーチェックについては、実装の可否を含め検討いたします。
9	運送場所関係	（質問）（SWG後） 申告後に運送先名や運送場所識別等について通関業者側にて誤りに気がついた場合、申告訂正業務で訂正申告可能な項目となるのか。	輸入申告の時点で、貨物の運送契約において定められている内容に基づき、運送先名や運送場所識別等の入力をお願いします。（輸入後に運送先等が変更になったのではなく）申告の時点で誤りがあった場合には、申告内容を訂正いただく必要があると考えております。
10	運送場所関係	（要望）（SWG後） 区分 1(簡易審査扱い) 以外の [M] 入力された申告について MSX で配送先住所の添付が必要かどうか電文の中身を見ないと判断できないが、区分 1 も、以外も同じ項目で識別できるように GY 判定表記をすることを検討できないか。	現在の仕様では、審査区分が 2 又は 3 で、審査時又は許可後に通関関係書類の原紙提出が不要な申告の場合、特段、GY等の表示はされておられません。運送場所の所在地及び名称等の添付についても原紙提出は不要であるため、審査区分が 2 又は 3 の場合にGY等の表示を行う予定はありません。
11	運送場所関係	（質問）（SWG後） 該当の運送先が 2 か所以上の場合に、「M」を入れることで複数の運送先があることを示した場合に、“主たる貨物”の決定方法について入力要領のような判断基準を事前に示していただくことは可能か？ （貨物の価額なのか、重量なのか、数量なのか、いずれの任意の運送先で差し支えないのかなど）	何が「主たる貨物」かはケースバイケースと考えられますので、特定の判断基準を示す予定はありませんが、合理的な判断基準であれば、任意の基準で「主たる貨物」を決定いただいて構いません。

3. 第2回通関業務サブワーキングでのご意見

項番	項目	意見・要望等	検討内容（回答）
12	運送場所関係	（要望）（SWG後） 運送先が2か所以上の場合において一か所だけを入力するのであれば、運送場所識別にMを入力したうえで、全て運送先をMSXでの申告とすることを検討することはできないか。	（本資料P13 項番4と同様）
13	運送場所関係	（意見）（SWG後） 第1回通関業務サブワーキングでの「急増する輸入貨物への対応」に係るご意見 項番6, 法令で定められているので入力必要とのこと。令和7年の施行後、リスクヘッジと業務の効率のバランスを見ながら引き続きのご検討を宜しくお願い致します。なお運送場所の所在地、名称の入力に当たり何か入力を簡単にする方法はないでしょうか？マスターを独自に作成してそのコードを入力する方法等。何か案はあるでしょうか？	共通部に入力される運送場所の所在地及び名称等は、輸入者住所と異なり、申告の度に変わる可能性があるため、都度コードを調べる手間を考慮すると、必ずしもマスターの作成が入力作業の効率化に資する有効な手段であるとは言い難いと思われます。 また、入力される運送場所の所在地及び名称等がどのくらい膨大となるのか不明であることから、現時点ではマスターを作成し管理することは予定しておりません。
14	運送場所関係	（意見）（SWG後） 郵便番号入力による住所自動補完について、自動補完の対象となるのは「運送先が1か所且つ輸入者住所と異なる場合」のパターンのみなので、効果は限定的かと思われます。 多くのケースは、社内システムから運送先住所をNACCSへ転送もしくはCSV等生成しMSXでの送信を想定します。 また、「郵便番号を画面入力したタイミングで即時に自動補完される」のであれば使い勝手も良いですが、「郵便番号を画面入力後に一旦送受信を行わなければ自動補完されない」のであれば、却って煩雑になり使い難いことも懸念されるため、システムの構造によってユーザー使い勝手が変わると思ひます。住所自動補完する場合のユーザー使い勝手もご説明いただければと思ひます。	ご意見も踏まえ、再度検討いたします。（本資料P12 項番2と同様）

3. 第2回通関業務サブワーキングでのご意見

項番	項目	意見・要望等	検討内容（回答）
15	運送場所関係	<p>（要望）（SWG後） E C 貨物への対応と推測することから、E C 貨物の場合、おそらく区分2以上が想定されるのでそれ以外の恒常的に輸出入している申告については、テロ対策の水際強化の対応と同じく、区分1の提出不要書類については運送先の省略を検討してほしい。その際、区分2以上については配送先が1か所でもMSXで送付できる運用とし、どんな形であれ運送先の確認さえできれば事足りると考える。</p> <p>また、別案として運送先が保税地域の場合もあるので、その場合はNACCSの保税地域コードの入力のみで名称、住所は補完できるようにしてほしい。</p>	<p>運送先は政令上の申告項目であり、審査区分にかかわらず、運送先の省略はできません。</p> <p>運送場所識別に「M」を入力した申告で、審査区分が簡易審査扱い（区分1）となった場合は、許可後3日以内に運送場所の所在地及び名称等をMSX業務にて添付していただく運用を想定しております。</p> <p>審査区分にかかわらず、運送先が1か所の場合に、運送場所の所在地及び名称等をMSX業務にて添付していただくことは問題ありませんが、共通部への入力が必要となります。</p> <p>なお、保税地域コードを利用した住所の補完は予定しておりません。</p>
16	通販貨物等識別	<p>（質問）（SWG後） 購入者側の委託を受けて発送される貨物は関税法施行令の「通販貨物」に該当しない旨の整理をいただいたが、この整理はあくまでも関税法施行令の「通販貨物」ではないという整理であり、関税法施行令の「通販貨物」であるかということと関税定率法第4条の6第2項に定める輸入貨物に係る課税価格の決定の特例の適用の可否はそれぞれの基準で決定されるものであると理解したが、その理解で問題ないのか。</p>	<p>ご理解のとおり、関税法施行令第59条第1項第6号に規定する「通販貨物」か否かと、関税定率法第4条の6第2項の規定による輸入貨物に係る課税価格の決定の特例の適用の可否は、直接関係ございません。</p>